

杏林大学医学部付属看護専門学校履修規程

制定	平成 9年 2月24日		
改正	平成14年 1月21日	平成15年 7月14日	
	平成16年 3月15日	平成17年 7月25日	
	平成19年10月 4日	平成20年 7月14日	
	平成22年 1月18日		

（履修概念）

第1条 本学で履修する科目は基礎分野、専門基礎分野、専門分野、専門分野、統合分野の5分野に大別する。

（授業科目時間）

第2条 各学年の授業科目、臨地実習は、別表1のとおりである。

2 1日の授業時間は下記のとおりとする。

1時限 9：00～10：30

2時限 10：40～12：10

3時限 13：00～14：30

4時限 14：40～16：10

5時限 16：20～17：50

臨地実習 8：30～16：30

3 授業は90分をもって2時間とする。

（授業の出欠）

第3条 各授業科目毎に担当講師が出席の確認を行う。

2 遅刻は授業開始10分以内とし、それ以上は欠課とみなす。但し、本人の責に帰せられない不可抗力による場合はこの限りではない。所定の用紙に記入し担当講師の許可を受けて着席する。欠課届は事務課へ提出する。

3 遅刻は3回をもって1回の欠課とみなす。

4 早退は授業終了前10分以内とし、それ以上は欠課とみなす。担当講師の許可を受けて退室する。所定の用紙に記入し事務課へ提出する。

5 早退は3回をもって1回の欠課とみなす。

6 病気欠席5日以上の場合、医師の診断書を提出する。

7 忌引による欠席は下記のとおりとし、事後すみやかに証明書類を提出する。

	血 族	姻 族
父母	7日	3日
兄弟、姉妹、祖父母	3日	1日
伯叔父母	1日	-
配偶者と子	7日	

（試験）

第4条 試験は筆記、レポート、口述、実技その他とする。

2 試験は原則として、科目が終了したときに行う。ただし、担当講師が必要と認め

第3類（杏林大学医学部付属看護専門学校履修規程）

たときはこれ以外の時期にも行うことができる。

3 試験時間は原則として60分とし、必要に応じて増減することがある。

（受験資格）

第5条 出席時間数が出席すべき時間数の3分の2以上の者及び授業料その他納付金の完納者は学科試験を受験することができる。

2 やむを得ず試験を欠席する場合は、必ず試験開始前までに学校長に届け出ること。

3 試験欠席の届出を事前に提出しない場合は当該科目の受験資格を失うものとする。

4 学科試験受験者は下記事項を守らない場合は当該科目の受験資格を失うものとする。

（1）試験中は監督者の指示に従うこと。

（2）受験科目の答えは必ず提出すること。

5 試験開始後30分後の入場、30分以内の答案の提出及び退場は特別の事由のないかぎり、試験放棄となり当該科目の受験資格を失うものとする。

6 試験中、他に迷惑を及ぼす行為、不正と疑われるような行為、不正行為を行った場合は当該科目の受験資格を失うものとする。

7 ただし、いずれの内容においても教員会で認めた場合はこの限りでない。

（試験の成績）

第6条 試験の成績は学則第23条に基づき下記の基準により認定を行う。

成 績	点 数	合 否
A	100～80点	合 格
B	79～70点	
C	69～60点	
D	59点以下	不 合 格

（追試験）

第7条 試験に欠席した理由が次の各号に該当するものは、その事実を証明する書類等を添付して出願し、学校長が認めた場合に限り、受験資格を有するものとする。

（1）2親等以内親族の死亡により欠席した場合

（2）病気により欠席した場合

（3）災害・事故により欠席した場合

（4）その他

2 追試験の成績は、得点の8割とする。

3 追試験の受験料は、別表2に定めるとおりとする。

（再試験）

第8条 本試験又は追試験の成績が不合格であった者は、その科目について再試験を受けることができる。

2 前項の規程により再試験を受けようとする者は、所定の期日までに再試験願を学校長に提出しなければならない。

3 再試験の成績はB以上であってもCとする。

4 再試験に欠席した理由が、第8条第1項第1号から第4号に該当する場合は、追試験を受けることができる。

第3類（杏林大学医学部附属看護専門学校履修規程）

5 再試験の受験料は、別表2に定めるとおりとする。

（実習の成績）

第9条 実習の成績は、学則第23条に基づき下記の基準により認定を行う。

実習成績は、次のとおりである。

成績	点数	判定
A	100～80点	合格
B	79～70点	
C	69～60点	
D	59点以下	不合格

2 実習評価は、各実習科目の規定時間数の5分の4以上の出席をもって評価を受けることができる。

3 実習評価は、実習成績表の内容に基づいて行う。

（実習資格）

第10条 臨地実習については、次のとおりとする。

（1）各看護学実習を履修する者は、別に定める科目を履修していなければならない。

（2）杏林大学医学部附属看護専門学校健康管理規程第10条、第11条に基づき、実習を一時中止する場合がある。

（補習実習）

第11条 補習実習については、次のとおりとする。

次の各号に該当する者は、補習実習を受けることができる。

（1）本実習の結果、評価がD（不合格）で、補習実習が許可された者

（2）病気その他やむを得ない事由により規定時間数の5分の4以上の出席ができなかった者で、客観的事実を証明する書類を提出し、学校長が認めた者

2 補習実習を受ける者は「補習実習願」（別紙5）を学校長に提出しなければならない。

3 補習実習の成績は、B以上であってもCとする。

4 補習実習料は、別表2に定めるとおりとする。

（単位の授与）

第12条 試験及び実習の成績において合格点に達した場合は、当該科目の単位を授与する。

（卒業の認定）

第13条 卒業の認定は、別に定める審査基準による。

附 則

1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成9年4月入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

第3類（杏林大学医学部附属看護専門学校履修規程）

- 2 平成15年度以前に入学の学生については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
2 平成17年度以前に入学の学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。
2 平成19年度以前に入学の学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。
2 平成20年度以前に入学の学生については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

第3類（杏林大学医学部付属看護専門学校履修規程）

別表1

教 育 課 程

教 育 課 程															
区 分	科 目	単位数	時間数	1 年 次				2 年 次				3 年 次			
				前 期		後 期		前 期		後 期		前 期		後 期	
				単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間
基 礎 分 野	人 間 発 達 論	1	30	1	30										
	倫 理 学	1	30			1	30								
	社 会 学	1	30	1	30										
	心 理 学	1	30	1	30										
	人 間 関 係 論	1	30			1	30								
	生 物 学	1	30	1	30										
	論 理 学	1	30	1	30										
	物 理 学	1	15	1	15										
	健 康 と ス ポ ー ツ	1	30	1	30										
	英 語	1	30	1	30										
英 語	1	30			1	30									
野	統 計 学	1	15							1	15				
情 報 科 学	1	30								1	30				
	小 計	13	360	8	225	3	90			2	45				
専 門 基 礎 分 野	解 剖 学	2	60	2	60										
	生 理 学	2	60	2	60										
	生 化 学	1	30	1	30										
	病 理 学	1	15			1	15								
	治 療 論	1	15			1	15								
	疾 病 論	1	30			1	30								
	疾 病 論	1	30			1	30								
	疾 病 論	1	30			1	30								
	疾 病 論	1	30			1	30								
	疾 病 論	1	15					1	15						
	微 生 物 学	1	30			1	30								
	礎	薬 理 学	1	30			1	30							
	臨 床 栄 養	1	15					1	15						
	分	保 健 医 療 論	1	15	1	15									
	健 康 教 育 学	1	30					1	30						
野	公 衆 衛 生 学	1	15					1	15						
社 会 福 祉	1	30					1	30							
関 係 法 規	1	15					1	15							
リハビリテーション論	1	15					1	15							
	小 計	21	510	6	165	8	210	7	135						

第3類（杏林大学医学部附属看護専門学校履修規程）

専 門 分 野	基礎看護学	(13)	(450)												
	看護学概論	1	30	1	30										
	基礎看護学技術 (共通基礎技術)	1	30	1	30										
	基礎看護学技術 (フィジカルアセスメント)	1	30	1	30										
	基礎看護学技術 (日常生活援助)	1	30	1	30										
	基礎看護学技術 (日常生活援助)	1	30			1	30								
	基礎看護学技術 (日常生活援助)	1	30			1	30								
	基礎看護学技術 (診療の援助)	1	30			1	30								
	基礎看護学技術 (診療の援助)	1	30			1	30								
	臨床看護総論	1	30			1	30								
	看護過程	1	45					1	45						
	基礎看護学実習	3	135			1	45	2	90						
	専 門 分 野	成人看護学	(12)	(435)											
成人看護学概論		1	30			1	30								
成人看護学方法論 (慢性期にある患者の看護)		1	30					1	30						
成人看護学方法論 (急性期・回復期にある患者の看護)		1	30					1	30						
成人看護学方法論 (急性期・回復期にある患者の看護)		1	30					1	30						
成人看護学方法論 (終末期にある患者の看護)		1	15							1	15				
成人看護学方法論 (看護過程と看護技術)		1	30							1	30				
成人看護学実習		6	270							4	180	2	90	通年	
専 門 分 野		老年看護学	(8)	(285)											
		老年看護学概論	1	30			1	30							
	老年の疾病・障害	1	15					1	15						
	老年看護方法論	1	30					1	30						
	老年看護方法論	1	30							1	30				
	老年看護学実習	4	180								4	180	通年		
専 門 分 野	小児看護学	(6)	(195)												
	小児看護学概論	1	15			1	15								
	小児の疾病・障害	1	30					1	30						

第3類 (杏林大学医学部付属看護専門学校履修規程)

専門分野	小児看護学方法論	1	30					1	30						
	小児看護学方法論	1	30							1	30				
	小児看護学実習	2	90									2	90	通年	
	母性看護学	(6)	(195)												
	母性看護学概論	1	30			1	30								
	生殖生理と疾病・障害	1	30					1	30						
	母性看護学方法論	1	30					1	30						
	母性看護学方法論	1	15							1	15				
	母性看護学実習	2	90									2	90	通年	
	精神看護学	(6)	(195)												
	精神看護学概論	1	30			1	30								
	精神の疾病・障害	1	15					1	15						
	精神看護学方法論	1	30					1	30						
	精神看護学方法論	1	30							1	30				
精神看護学実習	2	90									2	90	通年		
統合分野	在宅看護論	(6)	(195)												
	在宅看護概論	1	15					1	15						
	在宅看護方法論	1	30					1	30						
	在宅看護方法論	1	30							1	30				
	在宅看護方法論	1	30							1	30				
	在宅看護実習	2	90									2	90	通年	
	看護の統合と実践	(6)	(195)												
	看護の統合と実践 (医療安全・チーム医療)	1	30					1	30						
	看護の統合と実践 (災害看護・国際看護)	1	15							1	15				
	看護の統合と実践 (看護研究)	1	30								1	30			
看護の統合と実践 (看護技術の統合的な評価)	1	30										1	30		
統合実習	2	90										2	90		
小計	63	2145	4	120	11	330	17	510	13	405	15	660	3	120	
総計	97	3015													
年次別合計 (期別)			18	510	22	630	24	645	15	450	15	660	3	120	
年次別合計			40/1140				39/1095				18/780				

第3類（杏林大学医学部付属看護専門学校履修規程）

別表2

項 目	料 金 等（ 1 科 目 ）	備 考
追 試 験 料	1,000 円	
再 試 験 料	2,000 円	
補 習 実 習 料	3,000 円	学 内 補 習
補 習 実 習 料	7,000 円	病 棟 補 習